

## 霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その1）

年度協定書第5条第2項に基づく物価、流入汚水量及び焼却汚泥量の変動に基づく費用の変更の取り扱いについて、以下のとおりとする。ただし、社会情勢の変化などにより、本運用が著しく不適當となった場合は、茨城県（以下「甲」という。）及び指定管理者（以下「乙」という。）が協議して変更することができる。

### 1 変更対象費用

(1) 物価変動によるもの

ア 薬品費

(2) 流入汚水量の変動によるもの

ア 薬品費

(3) 賃金水準及び物価水準等の変動によるもの

以下の経費のうち、基本協定書第28条第3項に基づく、県の承認を受けた「スライド基準額報告書」に記載された経費

ア 人件費

イ 光熱水費

### 2 適用の対象業務（年度ごと）

(1) 物価変動、流入汚水量に基づくもの

変動項目（物価変動、流入汚水量）をそれぞれ考慮し、物価変動があった場合は実勢単価を用い、流入汚水量が変動した場合は変動に伴う対象数量を変更する。

(2) 賃金水準及び物価水準等の変動によるもの

別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」（以下、手引き）に基づき、賃金水準及び物価等の変動に係る指標をもとに県において、対象経費の変更の上限額（以下、スライド上限額）を算定し、当該範囲内で変更を行う。

### 3 変更額の計算で用いる単価

(1) 物価の変動に基づく変更額の計算の場合

ア 薬品費 物価資料、見積価格等を基に協議で決定する。

(2) 賃金水準及び物価水準等の変動によるもの

スライド上限額が現行の経費から増額になる場合は、指定管理者から別添「スライド制度様式集」様式3に基づき申請されたスライド額（以下、スライド申請額）を基に、スライド上限額の範囲内において協議で決定する。

スライド上限額が現行の経費から減額になる場合は、スライド上限額の範囲内で協議において対象経費から減額する。

#### 4 変更額の計算で用いる対象数量

(1) 物価変動に基づく変更額の計算の場合

対象数量は当初年度協定時に協議で決定したもの（以下「当初協定数量」という。）とする。

(2) 流入汚水量の変動に基づく変更額の計算の場合

変更対象数量は変動係数（＝変動見込み年間流入汚水量÷当初見込み年間流入汚水量）を当初協定数量に乗じたものとし、3%以上の数量分について増額又は減額を行い精算するものとする。ただし、変動見込み年間量が当初見込み年間量の±3%未満の変動の場合は、当初協定数量を変動しないものとする。

(3) 賃金水準及び物価水準等の変動によるもの

スライドによる対象経費の増減額は、スライド上限額を上限として行うものとする。

#### 5 変更額の計算

(1) 変更対象数量が当初協定数量から増加する場合

増額＝物価変動後の単価×当初協定数量×（変動係数<sup>※1</sup>－1.03）

(2) 変更対象数量が当初協定数量から減少する場合

減額＝物価変動後の単価×当初協定数量×（0.97－変動係数<sup>※1</sup>）

※1 4(2)において±3%未満の変動の場合は変動係数を1とし、かつ下線部の3%以上に係る加算及び減算を行わない。

(3) 賃金水準及び物価水準等の変動により増額する場合

スライド上限額の範囲内でスライド申請額等を勘案して協議により決定

(4) 賃金水準及び物価水準等の変動により減額する場合

スライド上限額の範囲内で、指定管理業務において実際に要した経費等を勘案して協議により決定

## 霞ヶ浦湖北下水道指定管理料の変動に関する運用（その2）

年度協定書第5条第2に基づく精算支払いの費用の変更取り扱いについて、以下のとおりとする。ただし、社会情勢の変化などにより、本運用が著しく不適當となった場合は、茨城県（以下「甲」という。）及び指定管理者（以下「乙」という。）が協議して変更することができる。

### 1 変更対象費用

#### (1) 精算対象

- ア 小規模修繕業務（税込400万円未満の修繕）
- イ 材料費
- ウ 動力費
- エ 燃料費（自家発電燃料）
- オ 特別損失
- カ 委託料（焼却灰運搬・処分、脱水ケーキ運搬・処分、しさ・沈砂運搬・処分、産業廃棄物運搬・処分）

#### (2) 単品スライド対象

- ア 燃料費（焼却用A重油のみ）

#### (3) その他

その他特別な事情による変動（植栽管理面積増減、活性炭交換量等）の適用にあつては、その都度甲と乙で協議して決定するものとする。

### 2 精算・単品スライド方法（年度ごと）

#### (1) 精算に基づくもの

実費に基づいて精算を行う。

#### (2) 単品スライドに基づくもの

単価・数量とも実績に基づき積算を行い、当初協定時の単価・数量を用い積算した合計額よりも±1%以上変動があつた場合に、当初協定額と実績額の差額を精算する。

### 3 諸経費の精算

諸経費については、協定時に協議により計上することとし、下記の業務原価合計に対する諸経費の割合の範囲内で、精算時に協議により精算することができる。

この場合、諸経費精算対象額となる直接経費は以下のとおりとし、上記1(1)ア小規模修繕業務及びイ材料費にかかる費用以外については、当初協定額として諸経費精算額を算出することとする。

- ・人件費
- ・備用品費
- ・材料費

- ・修繕費
- ・通信運搬費
- ・その他（光熱水費、動力費、燃料費、薬品費を除く直接経費）
- ・委託料
- ・間接業務費